

(別記様式第 1 号)

計画策定年度	平成 2 0 年度
計画改定年度	平成 2 4 年度
計画改定年度	平成 2 7 年度
計画改定年度	平成 3 0 年度
計画変更年度	令和元年度
計画改定年度	令和 3 年度
計画改定年度	令和 6 年度
計画主体	佐渡市

佐渡市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 佐渡市農林水産部農業政策課
所在地 新潟県佐渡市千種 2 3 2 番地
電話番号 0 2 5 9 - 6 3 - 5 1 1 7
F A X 番号 0 2 5 9 - 6 3 - 5 1 2 7
メールアドレス nousei@city.sado.niigata.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、タヌキ、テン、ヒヨドリ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	新潟県佐渡市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
カラス	水 稲	8 5 万円 0.7ha
	果 樹	3 5 0 万円 0.9ha
	野 菜	6 5 万円 0.2ha
	(小 計)	(5 0 0 万円 1.8ha)
タヌキ	水 稲	1 1 5 万円 0.9ha
	果 樹	1 4 5 万円 0.4ha
	野 菜	1 2 5 万円 0.4ha
	(小 計)	(3 8 5 万円 1.7ha)
テン	果 樹	1 5 万円 0.4ha
	野 菜	5 万円 0.1ha
	(小 計)	(2 0 万円 0.5ha)
ヒヨドリ	果 樹	2 1 万円 0.05ha
	(小 計)	(2 1 万円 0.05ha)
	合 計	9 2 6 万円 4.05ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>○カラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島内全域に生息しており、主に収穫期の果樹を中心に、定植期の稲、収穫期の野菜に被害が出ている。 <p>○タヌキ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島内全域に生息しており、収穫期の果樹、野菜を中心に、水田畦塗り後の踏み壊しや、水稻定植後の踏み荒らし、漁業関連施設に被害が出ている。 <p>○テン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島内全域に生息しており、収穫期の果樹、野菜に被害が出ている。 <p>○ヒヨドリ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島内全域に生息しており、主に収穫期の野菜、果樹を中心に被害が出ている。
--

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	種類	現状値（令和5年度）	目標値（令和8年度）
被害金額	カラス	500万円	440万円
	タヌキ	385万円	340万円
	テン	20万円	18万円
	ヒヨドリ	21万円	18万円
	合計	926万円	816万円
被害面積	カラス	1.8ha	1.6ha
	タヌキ	1.7ha	1.5ha
	テン	0.5ha	0.4ha
	ヒヨドリ	0.05ha	0.04ha
	合計	4.05ha	3.54ha

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>①狩猟期間内（重点期間）に猟友会へ依頼し、カラス及びタヌキの捕獲を実施。</p> <p>②被害発生から捕獲までのプロセスにおいて、協議会内の手続きの簡素化を図った。</p> <p>③カラス対策 DVD の貸出を行い、自己防衛策等の周知を図った。</p>	<p>①近年テンによる被害が拡大しているため、狩猟期間内（重点期間）での捕獲を行う必要がある。</p> <p>②時間短縮後でも、効果的な被害軽減に繋がっていないため、一層の工夫が重要。</p> <p>③島内全体で更なる個体数を減らす取組を実施するため、関係機関の連携を強化し、効率的な取組を行う。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>・行政としての措置は実施しておらず、各農家で対応している。</p>	<p>・効果的な対応策について、農家の理解が不十分で防護柵等を設置している農家が少ないため、防護柵設置に関する農家の理解促進が必要。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>・放任果樹の撤去や集落ゴミ処理等の適正な管理を促す啓蒙チラシを市内回覧し周知した。</p>	<p>・生育環境管理に関する理解促進を進め、放任果樹等の撤去による周辺管理の徹底が必要。</p>

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上

げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

○被害の現状

令和5年度は、タヌキを中心に個体が多く、大きな被害実績となった。

カラス、タヌキによる農作物への被害は、依然として発生しており、地域にとって被害による農業収入の減少や耕作意欲の衰退が深刻な問題となっている。近年はテンによる被害報告が増加している。また、ヒヨドリによる被害は現状としては多くは無いが、報告されていないものもある。

佐渡南部地域におけるルレクチュエへのカラス被害は依然発生しており、予察などにより被害の情報収集に努め、関係機関と対策を検討する。

タヌキについては、疥癬症の拡大により個体数が減少し農業被害も抑制されていたものの、再び個体数が増加している。

○有害鳥獣の捕獲

関係機関と連携し、地域からの被害状況を正確かつ迅速に把握し、被害発生から捕獲までの期間短縮に努める。また、有害鳥獣の個体数調査を実施し、個体数を把握するとともに調査結果に基づき必要な措置を講ずる。

捕獲については、従来どおり新潟県猟友会佐渡支部と連携し、年間を通じて捕獲を行う。また、免許取得費用助成等により猟友会会員の確保を図り、一般社団法人新潟県猟友会が新潟市西蒲区福井で整備した「新潟県猟友会大口徑ライフル射撃場」において、大型獣の捕獲に有効な大口徑ライフル銃やスラッグ弾の使用者の確保及び捕獲技術の向上を推進する。

○被害防止対策等の普及啓発

市やJAの広報誌や回覧板等で農家自身が簡単に対応出来る自己防衛策の方法を周知し、農家自ら被害対策を講じる意識を醸成する。

カラス対策としては、令和2年度に作成したDVDの貸出等で生態や対策の知識共有を行い、自己防衛策を積極的に周知し、地域や組合を挙げて自主的な追い払い体制を構築できるように促す。

タヌキ・テン対策としては農地周辺の藪や下草を定期的に刈り、隠れ場所を無くすことや、タヌキなどが好む果樹や野菜類を農地に放置せずに寄せ付けないような周辺の環境整備、農地の管理を徹底する。

ヒヨドリは銃器等による捕獲が困難なため、捕獲の他に防鳥網の設置等を推進する。

更にはJAや猟友会等からの被害状況の聞き取りを強化し、詳細な情報の収集により効果的な対策の実施が可能となるよう、連携を強化していき、捕獲が必要な場合においても速やかに実施できるように関係機関と情報共有や連携強化を合わせて行う。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

新潟県猟友会佐渡支部と連携し、会員による定期的な巡回を実施するとともに、集落から被害等の情報があり、捕獲の必要がある場合は、銃器またはワナにより有害鳥獣捕獲を実施する。

狩猟期間は、狩猟可能区域においてカラス、タヌキ、テン、ヒヨドリの捕獲を実施する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R6年度	カラス タヌキ テン ヒヨドリ	新潟県猟友会佐渡支部と連携し、会員による定期的な巡回を実施するとともに、集落から被害等の情報があれば速やかに協議会で捕獲について協議し、有害鳥獣捕獲の実施を判断する。 狩猟期間は、狩猟可能区域においてカラス、タヌキ、テン、ヒヨドリの捕獲を実施する。
R7年度	カラス タヌキ テン ヒヨドリ	新潟県猟友会佐渡支部と連携し、会員による定期的な巡回を実施するとともに、集落から被害等の情報があれば速やかに協議会で捕獲について協議し、有害鳥獣捕獲の実施を判断する。 狩猟期間は、狩猟可能区域においてカラス、タヌキ、テン、ヒヨドリの捕獲を実施する。
R8年度	カラス タヌキ テン ヒヨドリ	新潟県猟友会佐渡支部と連携し、会員による定期的な巡回を実施するとともに、集落から被害等の情報があれば速やかに協議会で捕獲について協議し、有害鳥獣捕獲の実施を判断する。 狩猟期間は、狩猟可能区域においてカラス、タヌキ、テン、ヒヨドリの捕獲を実施する。

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
被害報告及び捕獲実績から推定個体数を、カラスを 5,000 羽、タヌキを 7,000 頭とする。
カラスは依然として農作物の被害があること、及び近年の捕獲実績を踏まえ、年 200 羽程度の捕獲を目指す。(令和 4 年度捕獲実績：33 羽、令和 5 年度捕獲実績：37 羽)
タヌキは依然として農作物の被害があること、及び近年の捕獲実績を踏まえ、年 1,000 頭程度の捕獲を目指す。(令和 4 年度捕獲実績：819 頭、令和 5 年度捕獲実績：1,062 頭)
テンは近年被害報告が増加しているが推定個体数は不明であることと捕獲が困難なため数値設定はしない。
ヒヨドリは、捕獲が困難であるため数値設定はしない。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
カラス	200羽	200羽	200羽
タヌキ	1,000頭	1,000頭	1,000頭
テン	設定しない	設定しない	設定しない
ヒヨドリ	設定しない	設定しない	設定しない

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
○カラス 銃器による捕獲(4月～3月)市内全域(狩猟期間は狩猟可能区域)
○タヌキ ワナによる捕獲(4月～3月)市内全域(狩猟期間は狩猟可能区域)
○テン ワナによる捕獲(4月～3月)市内全域(狩猟期間は狩猟可能区域)
○ヒヨドリ 銃器による捕獲(4月～3月)市内全域(狩猟期間は狩猟可能区域)

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
現在、佐渡市内には大型獣が生息していないが、将来的な被害発生に備えてライフル銃の訓練を進める。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計

画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度
該当なし			

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	R6年度	R7年度	R8年度
カラス タヌキ テン ヒヨドリ	各農家に対して、被害防止対策（ネット等の設置）の普及啓発を実施する。（広報等で呼びかけ）	各農家に対して、被害防止対策（ネット等の設置）の普及啓発を実施する。（広報等で呼びかけ）	各農家に対して、被害防止対策（ネット等の設置）の普及啓発を実施する。（広報等で呼びかけ）

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
R6年度	カラス タヌキ テン ヒヨドリ	各農家、地域住民に対して、被害防止対策（農作物等の適正管理）の普及啓発を実施する。（広報等で呼びかけ） 果樹農家に対し、予察によるカラス被害の兆候を観察し、農家自身に対応できるよう自己防衛策を周知する。

R7年度	カラスト タヌキ テン ヒヨドリ	各農家、地域住民に対して、被害防止対策（農作物等の適正管理）の普及啓発を実施する。（広報等呼びかけ） 果樹農家に対し、予察によるカラス被害の兆候を観察し、農家自身が対応できるよう自己防衛策を周知する。
R8年度	カラスト タヌキ テン ヒヨドリ	各農家、地域住民に対して、被害防止対策（農作物等の適正管理）の普及啓発を実施する。（広報等呼びかけ） 果樹農家に対し、予察によるカラス被害の兆候を観察し、農家自身が対応できるよう自己防衛策を周知する。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

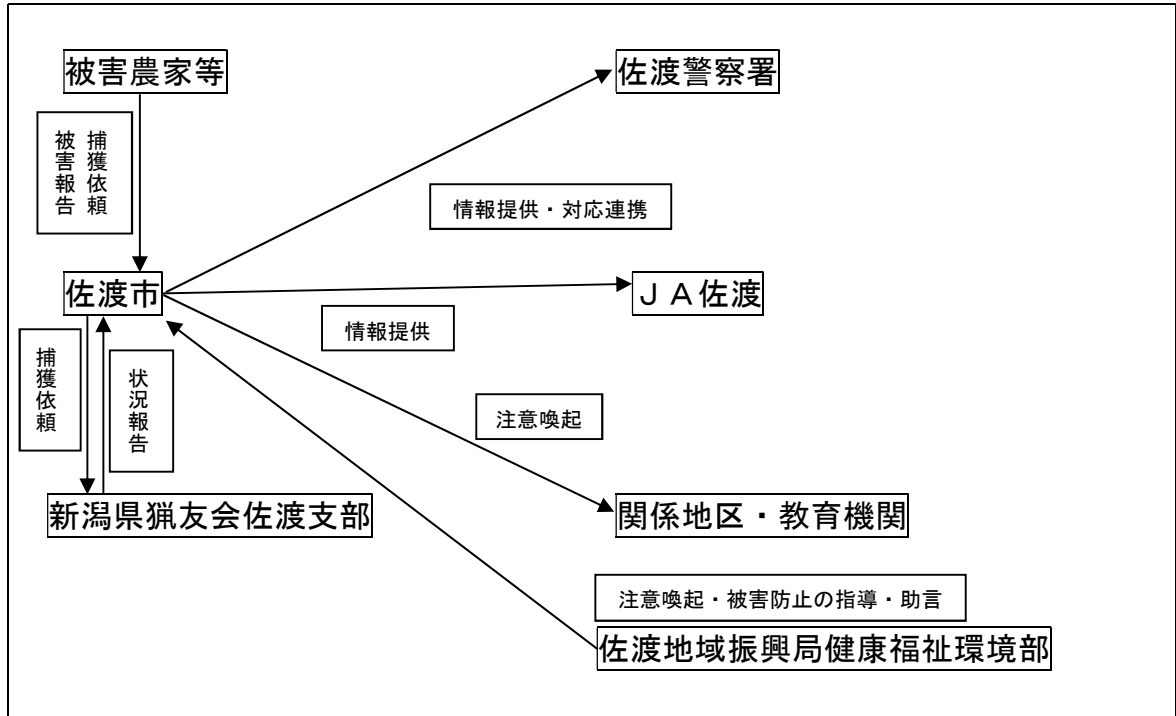
関係機関等の名称	役割
佐渡市農林水産部農業政策課	被害状況の把握、関係機関との連絡調整、捕獲の依頼
佐渡地域振興局健康福祉環境部 環境センター	関係機関との連絡調整、注意喚起、鳥獣被害防止に関する指導・助言
佐渡警察署	捕獲での安全対策、注意喚起、安全管理指導・助言
新潟県猟友会佐渡支部	捕獲作業の実施

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲したカラス、タヌキ等は市内のクリーンセンターにて焼却する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	佐渡市有害鳥獣被害対策協議会
構成機関等の名称	役割
佐渡市農林水産部農業政策課	被害状況の把握、捕獲等申請、被害防止対策指導等
佐渡市市民生活部生活環境課	捕獲等許可、保護の観点からの指導
佐渡地域振興局健康福祉環境部環境センター	狩猟・捕獲等情報提供・指導助言
新潟県猟友会佐渡支部	捕獲作業の実施、被害状況の把握、被害防止の啓発
新潟県鳥獣保護管理員	鳥獣保護の観点からの助言、鳥獣の個体数の把握、情報提供
新潟県農業共済組合佐渡支所	被害状況の把握、被害防止対策指導
佐渡農業協同組合	被害状況の把握、被害防止対策指導
学識経験者	指導助言

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
佐渡地域振興局農林水産振興部	被害防止対策等情報提供・指導助言

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし

(注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状

況、設置予定時期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。